

柏市立逆井小学校 いじめ防止基本方針

(平成31年度改)

1 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第二条より)

いじめは、全児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

さらに、もし、いじめを受けていると思われるときは、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体で適切かつ迅速にこれに対処する。

2 組織及び組織図

《いじめ根絶委員会》

職員会議において報告し、周知徹底する。

＜構成員＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任
特別支援コーディネーター、道徳主任、養護教諭
スクールカウンセラー

↓ ※事実確認のため、調査班を編成する場合もある。

↓ ※事案により柔軟に対応する。

いじめ発生

↓ ※事案発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に

↓ 応じて、調査班・対応班等を編成し、対応する。

緊急対応会議

↓

＜調査班＞
担任、学年主任、
生徒指導主任、道徳主任、
教務主任

＜対応班＞
担任、教頭、学年主任、養護教諭
特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー

3 いじめの未然防止について

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

- (1) 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業等が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめは他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。そのため、豊かな人間関係づくり実践プログラムも活用していくことが必要である。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

* 道徳の授業、交流及び共同学習……心を育てる

* 1学期の重点……黄金の学級づくり週間の活用
・学年内の児童観察の重視

- (2) 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また校内研修を実施し、いじめ問題について全教職員で共通理解を図る。

* 4月……「いじめ防止基本方針」の共通理解

* モラールアップ委員会……職員間の雰囲気づくり

- (3) インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、児童に十分な指導をしていく。

* 学活等を活用した学級指導

* 講師を招いての研修会

- (4) いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうため、保護者、地域住民、その他関係者と連携を図っていく。

4 いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにする。また日頃から児童

の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つようにする。

(1) 学校として児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。また、保護者からの相談には随時対応し、「報告・連絡・相談」は欠かさない。

① アンケート調査

毎月アンケート調査を行い、必要があれば個別の面談を行う。

② 教育相談

毎月教育相談を設定し、教育相談に取り組む。

③ スクールカウンセラーの活用

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行えるようにする。

(2) 保護者に対しては、1学期に「逆井小いじめ基本方針」を示し、いじめに対する意識を高めていく。心配な点については双方向の連絡・相談を基本にし、随時連絡を取り合う。

※2学期から3学期の懇談会を利用し、全校一斉にテーマを決め「いじめ」について考える場を設ける。事例を紹介し、いじめを見逃さない方法を考え、学校と家庭が連携して取り組む意識を高めるようにする。

5 いじめの相談・通報の体制について

(1) 児童がいじめについて相談できる体制を整えることは、教職員にとって大事なことである。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識した上で、その対応について細心の注意を払うことが必要である。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられるので十分に気をつけたい。相談できる体制は、年度当初の学級づくりから始まることを認識し、日々の学級経営に努めたい。

(2) 「問題がない学級はない」ことを踏まえ、「いじめは絶対に許さない」という担任及び学校としての決意を伝えることで、児童には安心感を持たせるようにしたい。その上で、いじめられたことを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないようにすること、いじめが起こった場合には、「勇気を出して言ってくれたね。全力で守るから」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に守る手立てを組織的に考えねばならない。保健室や教育相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に本人の心のケアに努めながら具体的に心身の安全を保証する。

- (3) 状況に応じて担任以外のどの教職員でも相談等に対応できるようにするとともに、支援体制を整えて臨む。
- (4) 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめ情報のキャッチした場合

- ① いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、ただちに管理職をはじめ関係職員に報告する。その後、いじめ根絶委員会を中心に、組織的に、速やかに対応する。
- ② 初期の段階で大切なことは、いじめを受けた児童を最優先に考え、安全な環境でその事情や心情を聞き取り、家庭と連携しながら見守りを続ける。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等も含む)

(2) 正確な実態把握に努める。

- ① いじめを受けた児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をして行い、訴えを真摯に受け止める。
- ② 事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- ③ 短時間で正確な事実関係を把握することが大事であり、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ④ ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(3) 保護者との連携を図る。

- ① 保護者とは、複数の教職員(担任・学年主任・生徒指導主任等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ② 今後の連携方法を話し合いながら協力を求めていく。

7 指導について

(1) 指導体制、方針決定

- ① 指導のねらいを明確にする。
- ② すべての教職員の共通理解を図る。
- ③ 対応する教職員の役割分担をはっきり決める。
- ④ 教育委員会、場合によっては、警察等の関係機関との連携を図る。

(2) 児童への指導・支援

① いじめられた児童側

ア 児童に対して

- a 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入

れ、共感することで心の安定を図る。心配や不安を最優先に取り除く。

b 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

c 必ず解決できる希望が持てることを伝える。

d 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

a 発見したその日のうちに、保護者と面談し、事実関係を直接伝える。

b 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

c 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

d 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

e 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた児童側

ア 児童に対して

a いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、指導する。

b 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

a 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

b 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

c 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの児童たち

ア 児童に対して

a 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

b 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。

c いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動

であることを理解させるよう指導する。

d いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(3) 今後の対応

- ① スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアに当たる。
- ② 継続的に指導や支援を行う。
- ③ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

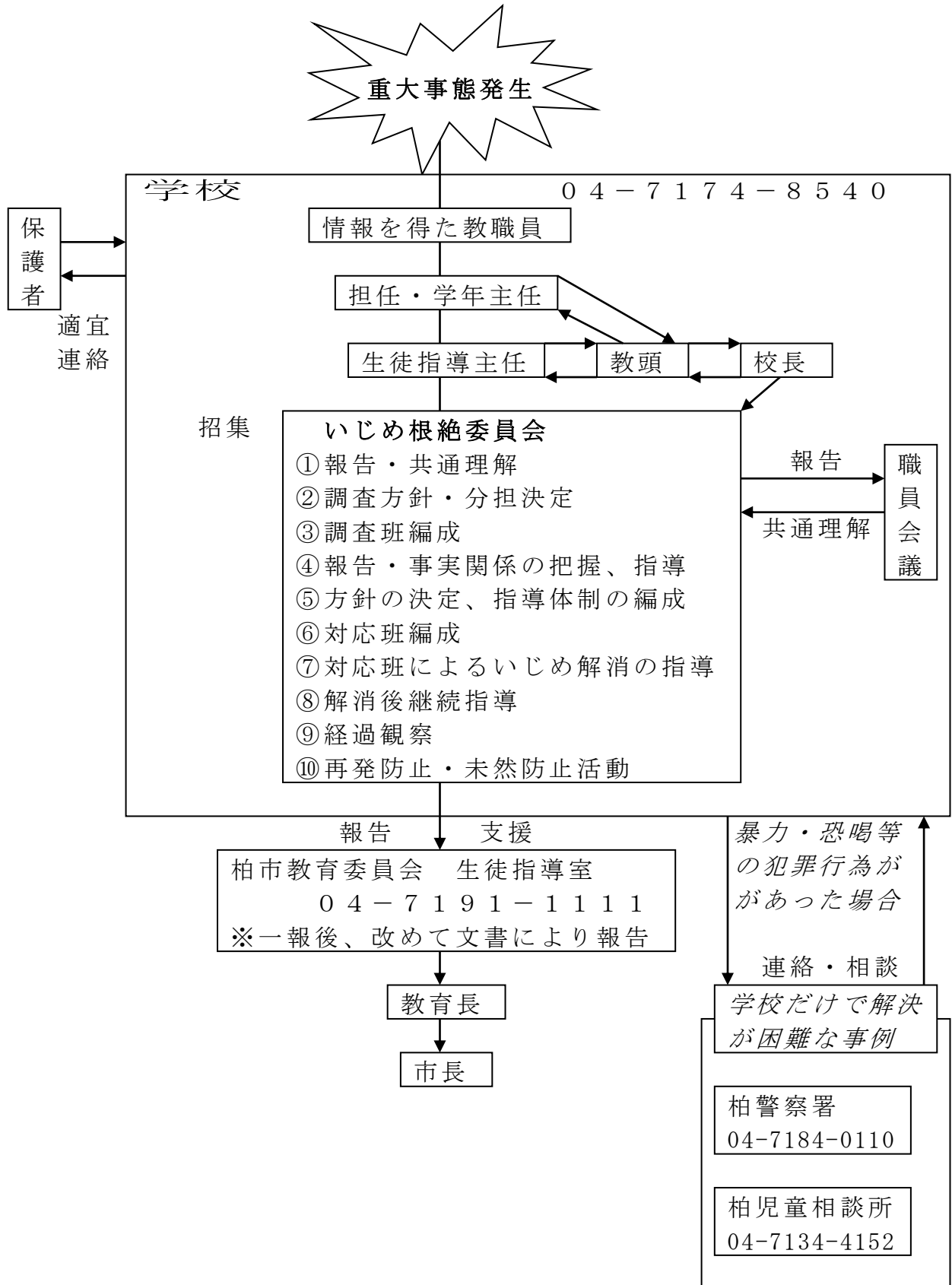
8 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての基準

【重大事態】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる

(2) 重大事態が発生した場合の対応 ※緊急時には臨機応変に対応。



9 公表、点検、評価等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公表する。
- (2) 年度ごとに、いじめ根絶委員会の中で、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。
- (3) 年度ごとに、学校評価と同時に行う「学校生活アンケート」の中で、いじめに関する調査を保護者にも確認してもらってから集計し、分析を行い、これに基づいた対応をとる。

10 〈おもな相談機関連絡先一覧〉

柏市教育委員会 児童生徒課

04-7191-7210

柏市少年補導センター

04-7164-7571

千葉県警東葛地区少年センター

04-7162-7867

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

千葉県警察少年センター(ヤングテレホン) 0120-783-497

千葉いのちの電話

043-227-3900

子ども人権110番

0120-007-110

少年補導センターやまびこ電話相談

0120-66-3741